

# 多文化共生推進プランから10年の状況

# 多文化共生推進に関する総務省の取組み

- 平成17年(2005年)に「多文化共生の推進に関する研究会」を設置、報告書とりまとめ(H18.3)。多文化共生について国として初めて総合的・体系的に検討
  - ⇒ 「多文化共生推進プラン」を策定・通知し、地方公共団体に対し、多文化共生の推進に係る指針・計画の策定、及び計画的・総合的な推進を依頼
- その後は、自治体における施策展開や時代のトピックを見ながら個別の論点・事例を研究

## 平成17年度(2005年度) 多文化共生の推進に関する研究会 (H18.3 報告書とりまとめ)

地方公共団体が地域における多文化共生を推進する上での課題と今後必要な取組みについて、初めて総合的・体系的に検討。報告書を受けて総務省において「多文化共生推進プラン」を策定・通知し、地方公共団体に取組み推進を依頼

## 平成18年度(2006年度) 多文化共生の推進に関する研究会 (H19.3 報告書とりまとめ)

H18.3の報告書において、更に重点的に検討する必要があるとされた「防災ネットワークのあり方」及び「外国人住民への行政サービスの的確な提供のあり方」について分科会を設け検討

## 平成23年度(2011年度) 多文化共生の推進に関する研究会 (H24.3 報告書とりまとめ)

東日本大震災の経験を踏まえ、災害時における多言語情報提供を含めた地方自治体における外国住民との多文化共生の取組みに関する事例の把握・課題の抽出を行い、その解決方策を検討

※ 上記の他、平成21年度(2009年度)・平成22年度(2010年度)には「多文化共生の推進に関する意見交換会」を開催し、外国人集住地域を中心とした地方公共団体の先進的な取組みについて、他の地方公共団体の参考とすべく、その背景事情・経緯・工夫・課題などについて、地方公共団体の担当者を中心としたメンバーで意見交換を実施した。

# 多文化共生に関する指針・計画の策定状況〔H27(2015).4.1時点〕

○ 地方自治体全体：約40%の団体が策定

○ 都道府県：約91%の団体が策定

※ 未策定は、青森県、東京都、新潟県、鹿児島県。ただし東京都は本年度策定予定

○ 指定都市：100%、市（指定都市除く）：約60%、区：約83%の団体が策定

※ 外国人住民が1.6%以上を占める市及び区のうち約82%の団体が策定

（日本の外国人住民の割合は約1.6%。（平成27年1月1日時点で、人口128,226,483人、外国人2,062,907人（住民基本台帳による））

○ 町：約20%、村：約11%の団体が策定

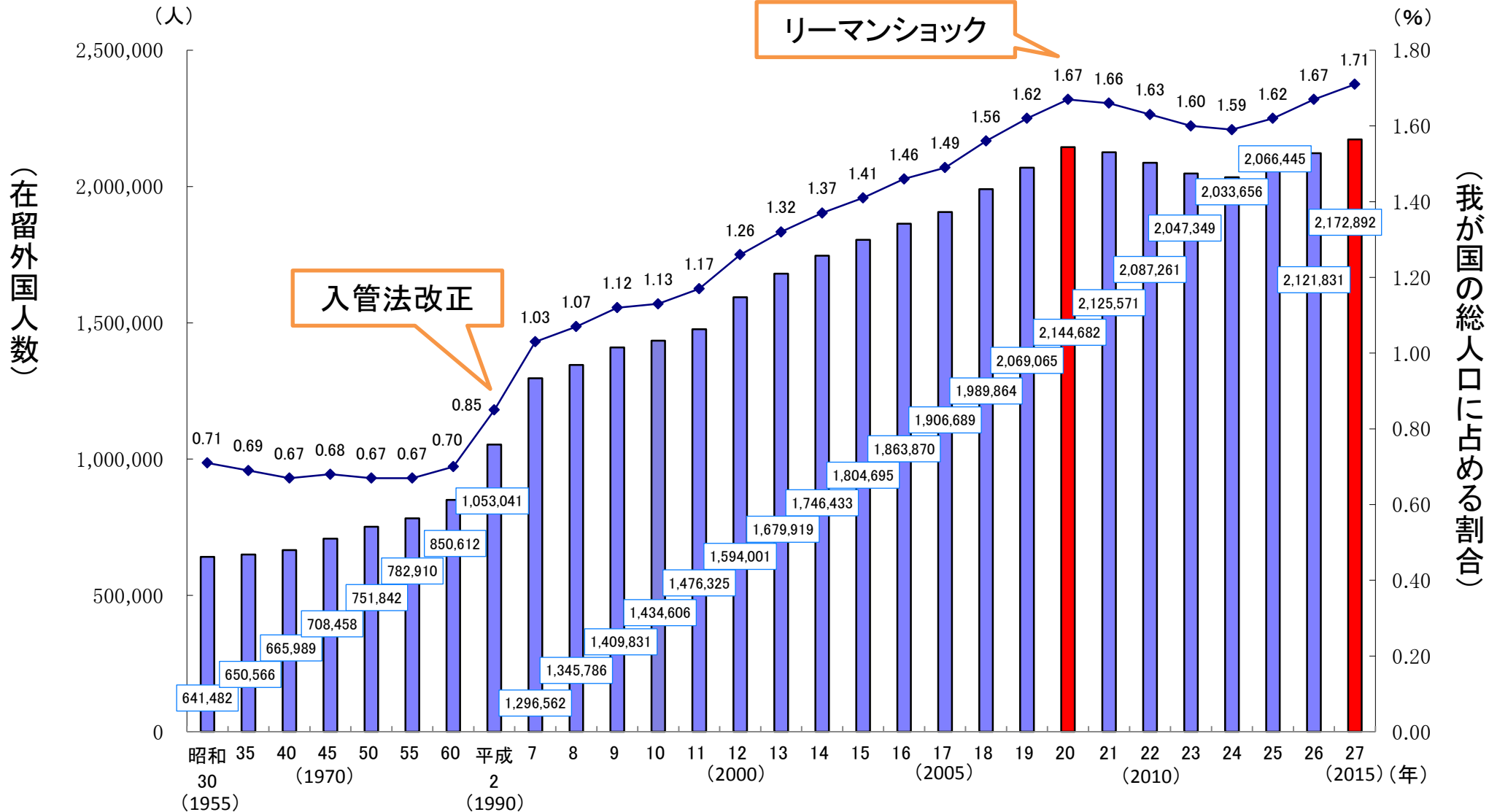
（団体数、%）

回答	都道府県	指定都市	市（指定都市除く）	区	町	村	全体
1.多文化共生に関する指針・計画を単独で策定している	14（ 30%）	8（ 40%）	58（ 8%）	5（ 22%）	1（ 0%）	0（ 0%）	86（ 5%）
2.国際化施策一般に関する指針・計画の中で、多文化共生施策を含めている	21（ 45%）	10（ 50%）	62（ 8%）	4（ 17%）	7（ 1%）	0（ 0%）	104（ 6%）
3.総合計画の中で、多文化共生施策を含めている	8（ 17%）	2（ 10%）	340（ 44%）	10（ 43%）	138（ 19%）	20（ 11%）	518（ 29%）
策定している（計）	43（ 91%）	20（ 100%）	460（ 60%）	19（ 83%）	146（ 20%）	20（ 11%）	708（ 40%）
4.策定していないが、今後策定の予定がある	1（ 2%）	0（ 0%）	19（ 2%）	2（ 9%）	19（ 3%）	3（ 2%）	44（ 2%）
5.策定しておらず、今後策定の予定もない	3（ 6%）	0（ 0%）	291（ 38%）	2（ 9%）	580（ 78%）	160（ 87%）	1036（ 58%）
策定していない（計）	4（ 9%）	0（ 0%）	310（ 40%）	4（ 17%）	599（ 80%）	163（ 89%）	1080（ 60%）
総 計	47（ 100%）	20（ 100%）	770（ 100%）	23（ 100%）	745（ 100%）	183（ 100%）	1788（ 100%）
自治体数	47	20	770	23	745	183	1788

（注）総務省自治行政局国際室調査（平成27年4月1日現在）による

# 在留外国人の状況変化 ①

## 在留外国人数及び総人口に占める割合の推移

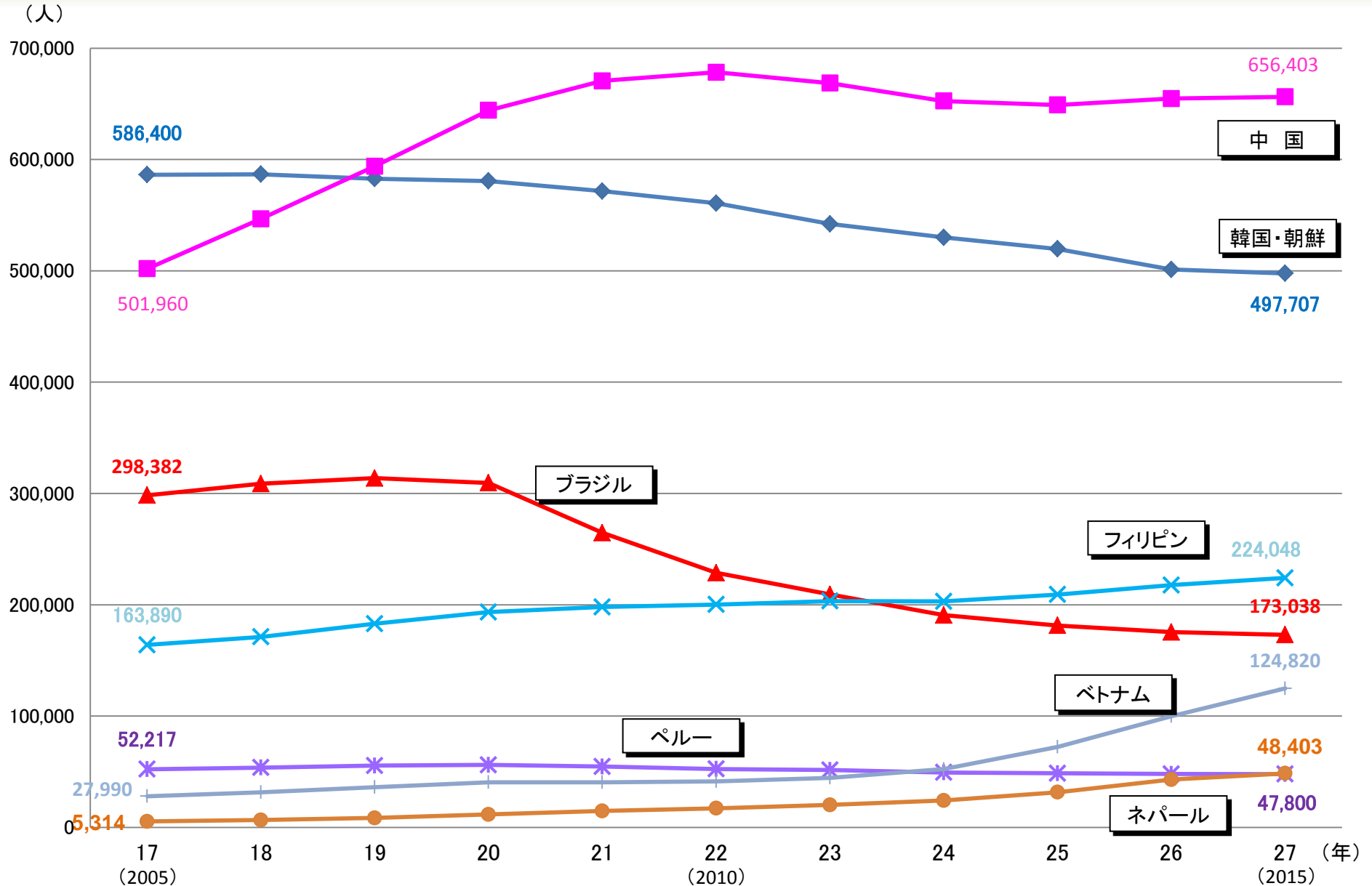


(注1) 在留外国人数は、法務省の在留外国人統計(旧登録外国人統計)による。各年12月末現在の数値(ただし平成27年については、6月末現在の数値)

(注2) 我が国の総人口は、総務省統計局による。各年10月1日現在の数値。平成27年については確定値未発表につき概算値を使用

# 在留外国人の状況変化 ②

## 主な国籍別の在留外国人数の推移



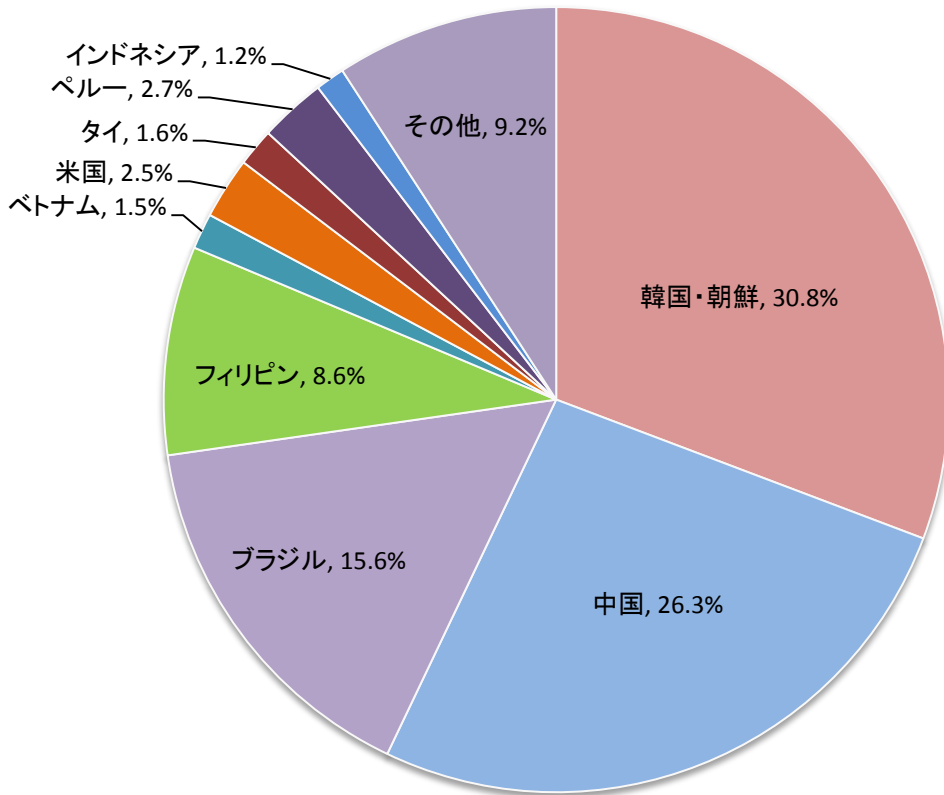
(注1) 法務省の在留外国人統計(旧登録外国人統計)による。各年12月末現在の数値(ただし平成27年については、6月末現在の数値)

(注2) 平成23年までの「中国」は台湾を含んだ数

# 在留外国人の状況変化 ③

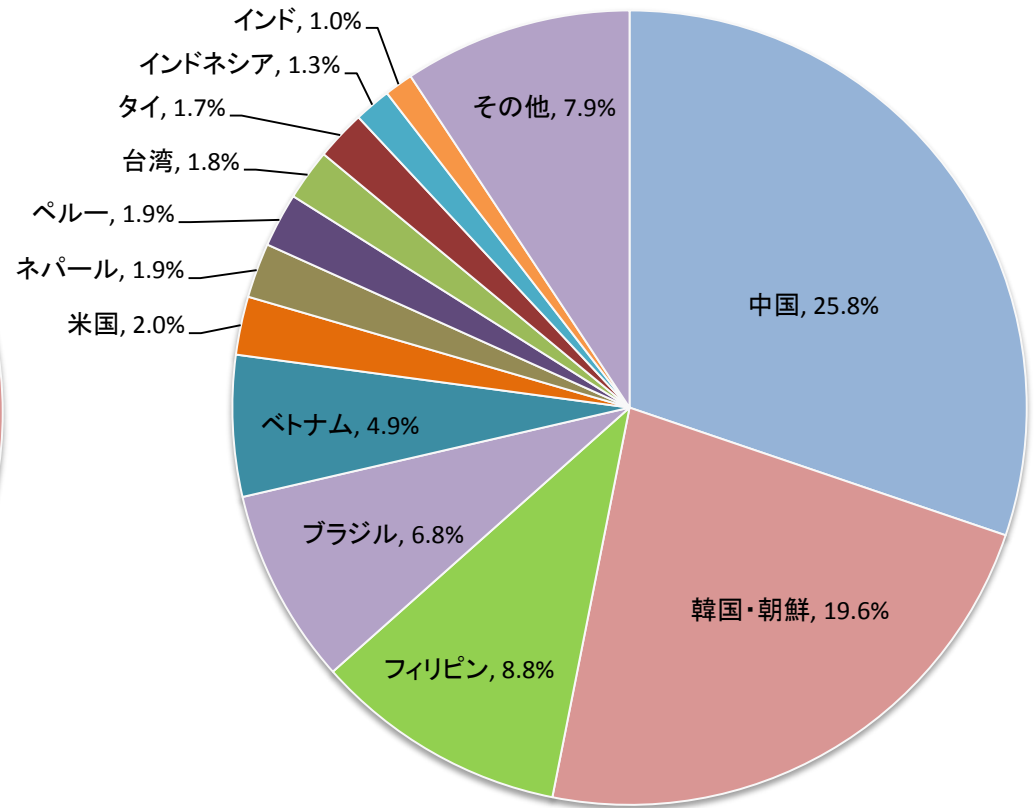
## 国籍別 在留外国人の割合

平成17年  
(2005年)



総数：1,906,689人

平成27年  
(2015年)



総数：2,172,892人

(注1) 法務省の在留外国人統計(旧登録外国人統計)による。平成17年は12月末現在、平成27年は6月末現在の数値

(注2) 平成17年の「中国」は台湾を含んだ数字

(注3) 総数に占める割合が1%未満の国籍は「その他」にまとめた

# 在留外国人の状況変化 ④

## 地域別・主な国別の在留外国人数の伸び率

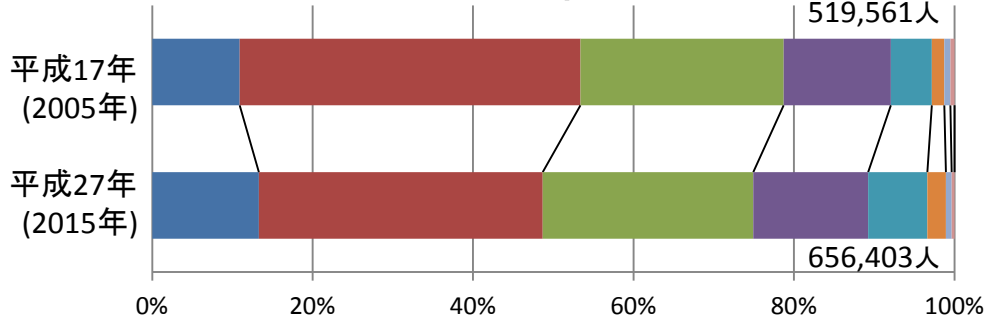
国・地域	平成17年 (2005年)	平成24年 (2012年)	平成27年 (2015年)	平成17年⇒平成27年 10年間の伸び率	平成24年⇒平成27年 3年間の伸び率
<b>アジア</b>	<b>1,398,399</b>	<b>1,638,417</b>	<b>1,782,866</b>	<b>127%</b>	<b>109%</b>
中国	501,960	652,595	656,403	131%	101%
インド	14,866	21,654	25,309	170%	117%
インドネシア	22,980	25,532	32,524	142%	127%
韓国・朝鮮	586,400	530,048	497,707	85%	94%
ネパール	5,314	24,071	48,403	911%	201%
フィリピン	163,890	202,985	224,048	137%	110%
タイ	29,599	40,133	44,175	149%	110%
ベトナム	27,990	52,367	124,820	446%	238%
<b>オセアニア</b>	<b>15,363</b>	<b>12,536</b>	<b>12,823</b>	<b>83%</b>	<b>102%</b>
オーストラリア	11,121	8,889	9,167	82%	103%
ニュージーランド	3,752	3,109	3,081	82%	99%
<b>ヨーロッパ</b>	<b>54,931</b>	<b>56,894</b>	<b>64,661</b>	<b>118%</b>	<b>114%</b>
フランス	7,060	8,455	10,219	145%	121%
英国	16,595	14,653	15,197	92%	104%
<b>アフリカ</b>	<b>8,205</b>	<b>10,880</b>	<b>12,721</b>	<b>155%</b>	<b>117%</b>
ナイジェリア	1,683	2,377	2,569	153%	108%
エジプト	1,319	1,309	1,676	127%	128%
<b>北米</b>	<b>63,253</b>	<b>61,066</b>	<b>64,968</b>	<b>103%</b>	<b>106%</b>
カナダ	11,804	9,006	9,304	79%	103%
米国	48,376	48,361	51,523	107%	107%
<b>南米</b>	<b>365,521</b>	<b>253,243</b>	<b>234,266</b>	<b>64%</b>	<b>93%</b>
ブラジル	298,382	190,609	173,038	58%	91%
ペルー	52,217	49,255	47,800	92%	97%

(注1) 法務省の在留外国人統計(旧登録外国人統計)による。平成17年、平成24年は12月末現在、平成27年は6月末現在の数値 (注2) 平成17年の「中国」は台湾を含んだ数字

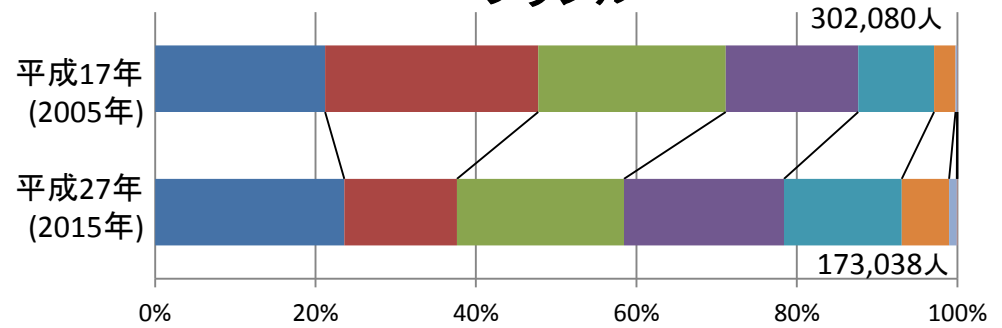
# 在留外国人の状況変化 ⑤

## 主な国籍別 在留外国人の年齢構成

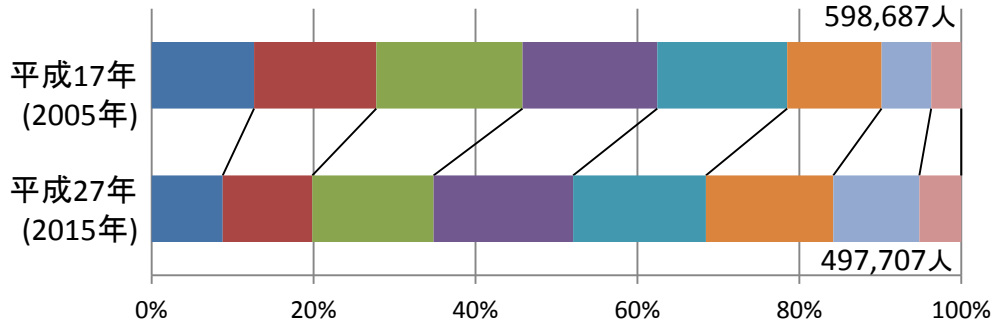
### 中国 (総計)



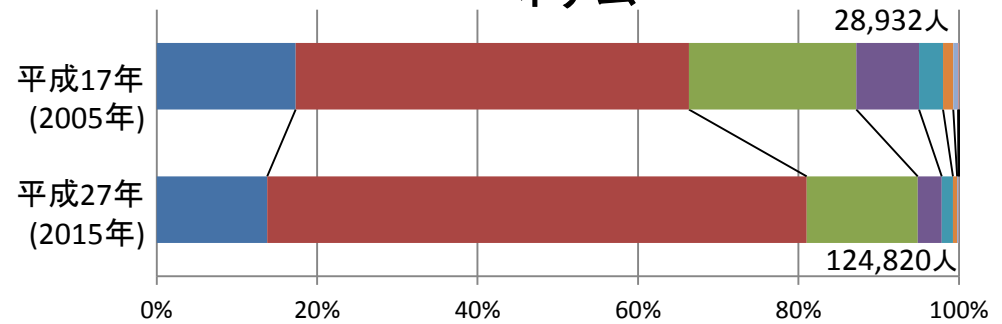
### ブラジル (総計)



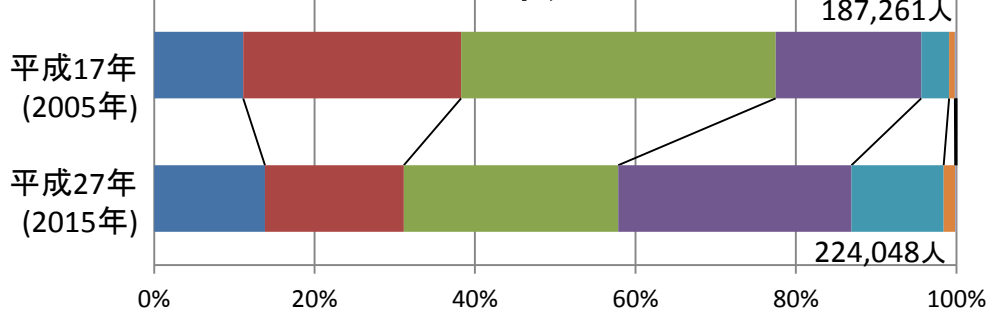
### 韓国・朝鮮 (総計)



### ベトナム (総計)



### フィリピン (総計)



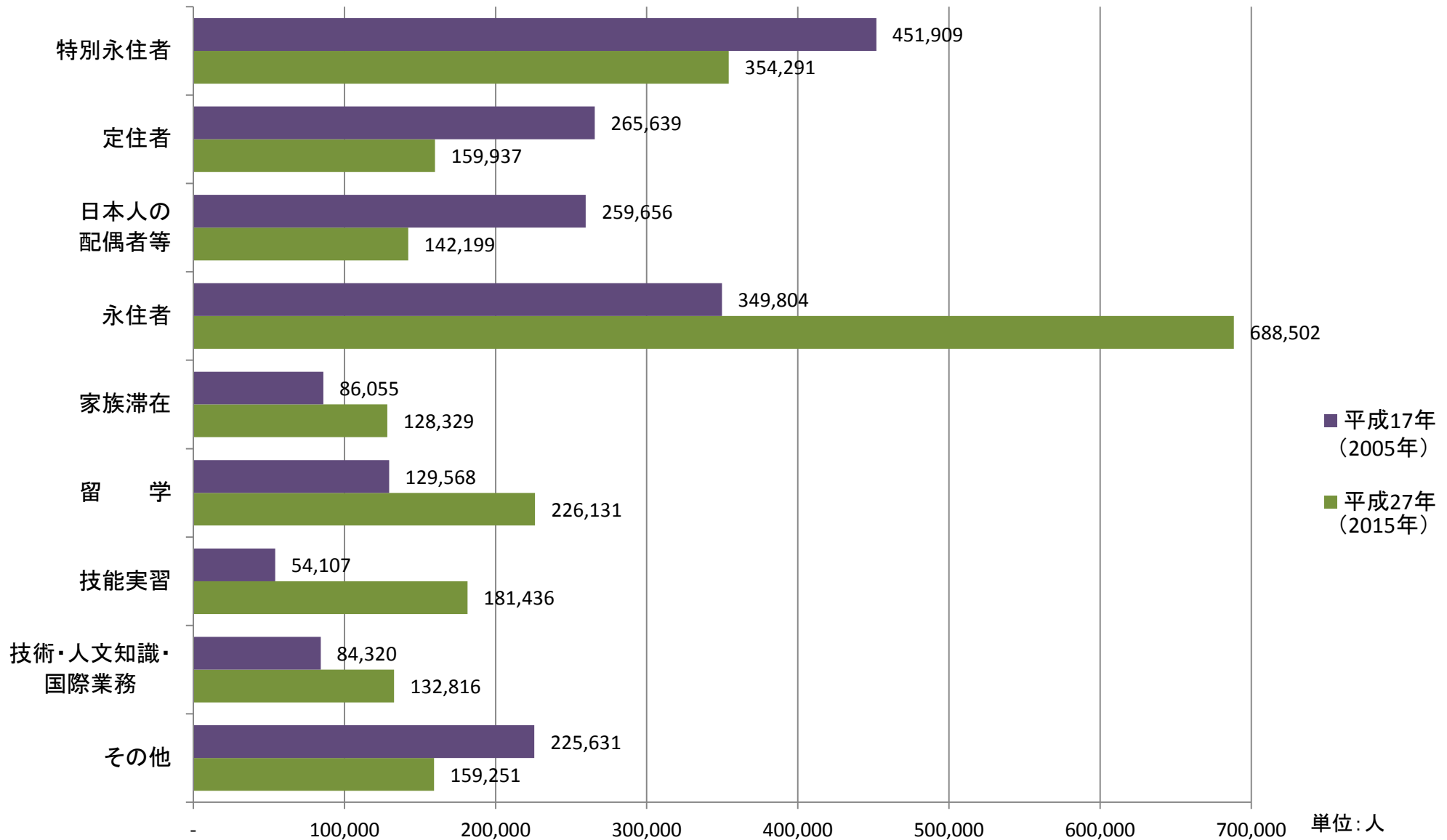
■ ~10代 ■ 20代 ■ 30代 ■ 40代 ■ 50代 ■ 60代 ■ 70代 ■ 80代~

(注1) 法務省の在留外国人統計(旧登録外国人統計)による。平成17年は12月末現在、平成27年は6月末現在の数値  
 (注2) 平成17年は、外国人登録者数のうち、中長期在留者に該当し得ない在留資格(短期滞在等)をもって在留する者も含んだ数字  
 (注3) 平成17年の「中国」は台湾を含んだ数字



# 在留外国人の状況変化 ⑥

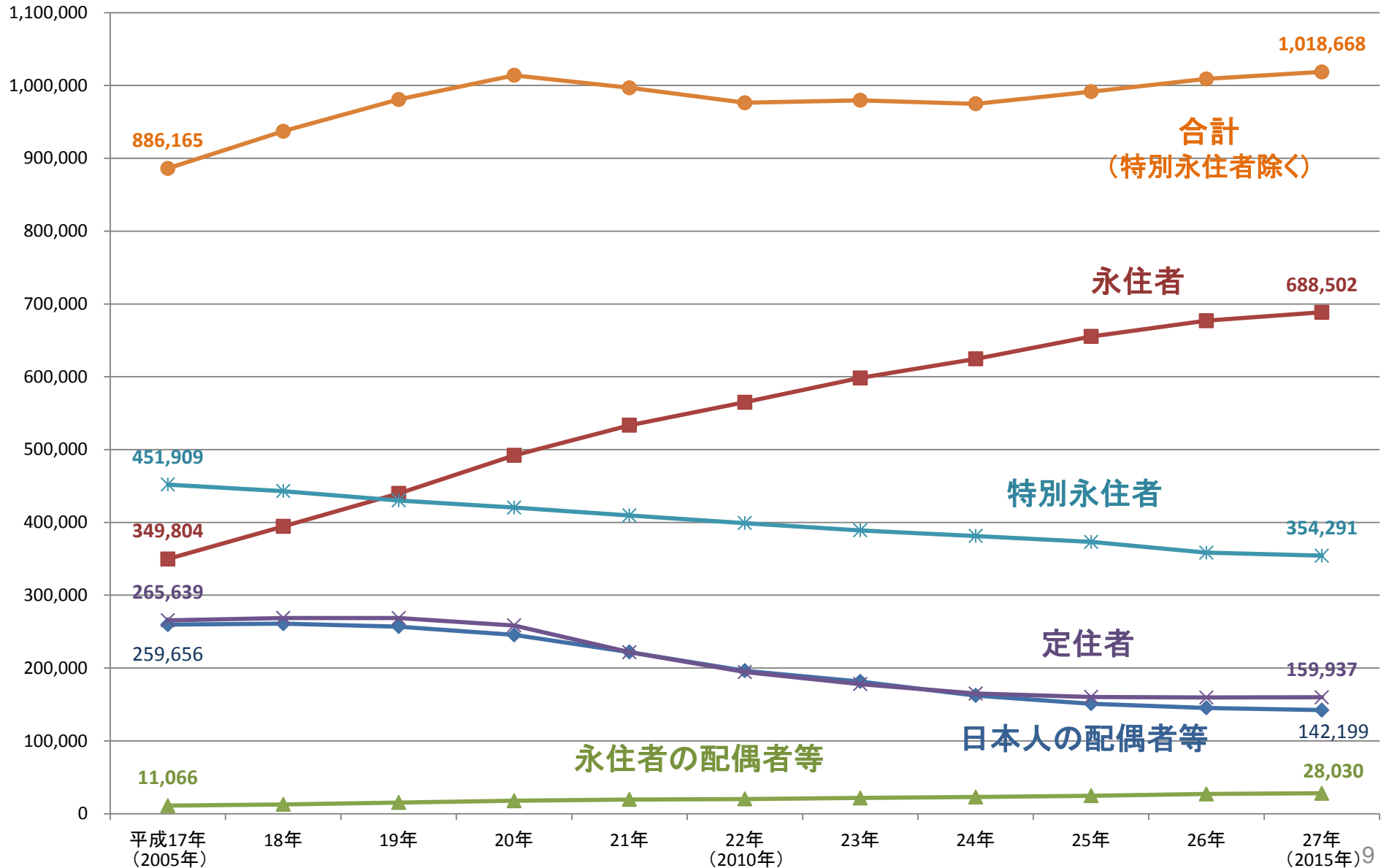
## 主な在留資格別 在留外国人人数



(注1) 法務省の在留外国人統計(旧登録外国人統計)による。平成17年は12月末現在、平成27年は6月末現在の数値

# 在住外国人の状況変化 ⑦

## 永住者、特別永住者、定住者等の人数推移



(注) 法務省の在留外国人統計(旧登録外国人統計)による。各年12月末現在の数字(ただし2015年は6月末現在の数値)

# 政府の動き ①

## 外国人材の活用

### 『日本再興戦略』改訂2015－未来への投資・生産性革命－(抄) [平成27年(2015年)6月30日]

#### ii) 外国人材の活用

世界的な人材獲得競争が激化する中、日本経済の更なる活性化を図り、競争力を高めていくためには、優秀な外国人材を我が国に積極的に呼び込むことが重要である。

このため、高度外国人材や留学生が積極的に我が国を選んで活躍してもらえるよう、引き続きその取組を強化するとともに、今後、特に需要増が見込まれるIT・観光等の専門的・技術的分野における外国人材や経済連携協定に基づく介護福祉士候補者の活躍促進に向けた施策を講ずる。

### 「日本再興戦略」改訂2014－未来への挑戦－(抄) [平成26年(2014年)6月24日]

#### (3)外国人材の活用

多様な価値観や経験、技術を持った海外からの人材がもっと日本でその能力を発揮してもらいやすくすることが重要である。当面の対応策として、管理監督体制の強化を前提に技能実習制度を拡充することとしたほか、建設業及び造船業に従事する技能者の就労を円滑化するための緊急措置を整備することとした。また、今後、日本への留学生や海外の優秀な人材が日本で働き暮らしやすくするため、国家戦略特区の活用にとどまらず、中長期的視点に立って総合的な検討を進めていく。

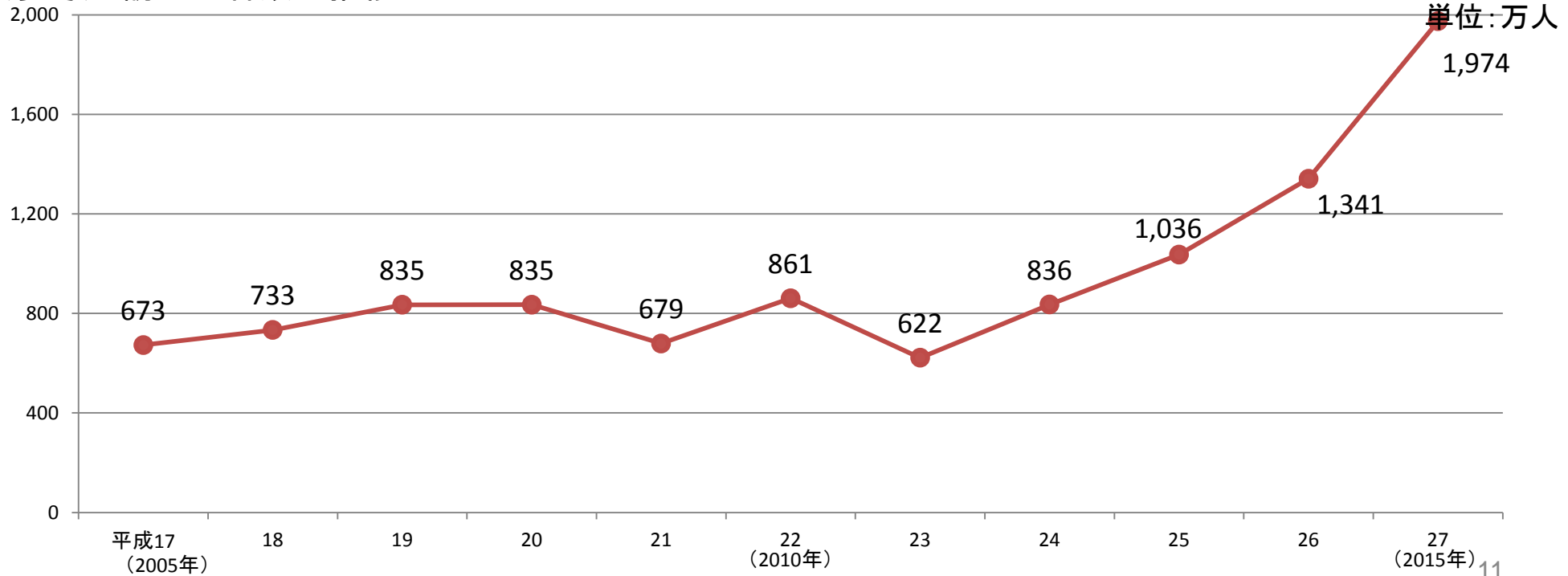
## 政府の動き ② 観光分野における外国人材の活用

『日本再興戦略』改訂2015－未来への投資・生産性革命－(抄) [平成27年(2015年)6月30日]

### i) 少子化対策、労働の「質」の向上及び女性・高齢者等の一層の活躍

また、訪日外国人旅行者の増大に積極的に対応し、経済成長につなげていくためには、観光分野における外国人材の活用も重要である。外国人固有の習慣や考え方等を熟知し、一方で日本らしいおもてなし文化に根差した接客等も行える外国人材など、外国人材の活用ニーズを的確に把握し、その能力の最大限の発揮を後押ししていく。

### (参考) 訪日外客数の推移



(注) JNTO(日本政府観光局)資料「国籍/月別 訪日外客数(2003年～2015年)」に基づき作成。

# 政府の動き ③

## 第5次出入国管理基本計画

### 法務省 第5次出入国管理基本計画(抄)〔平成27年(2015年)9月15日〕

#### III 出入国管理行政の主要な課題と今後の方針

##### 4 在留管理制度の的確な運用等による外国人との共生社会実現への寄与

外国人が集住する地域では、まさに「内なる国際化」が進んでおり、日本人住民と外国人住民との共生を図るための取組が行われている。

ただし、外国人との共生社会の実現には、多くの課題に取り組む必要がある。これに取り組むに当たっては、国の施策のみならず、地方公共団体による行政サービスの提供が円滑に行われることが不可欠であり、地方公共団体が必要な情報は何か、地方公共団体が求める真の共生社会のイメージは何か、それらも踏まえ、国として実施すべき施策は何か等、今後、議論を重ねていくことが必要である。

外国人の受入れに当たっては、出入国管理行政と外国人との共生社会に向けた施策を車の両輪として推進していくことが求められ、それは政府全体で取り組むべき大きな課題である。

##### イ 外国人との共生社会の実現に向けた取組

外国人が集住する地域における取組及びそこで指摘される課題は、今後の外国人受入れの在り方を考える上でも極めて重要であり、受け入れる対象が「人」である以上、受入れに係る議論のみが先行することは望ましくなく、外国人本人及びその帯同者の日本語教育、外国人の子どもの教育や社会保障、外国人の就業支援、住宅など、受け入れた後の地域における「住民」としての視点からの検討も併せて行っていかなくてはならない。その際には、外国人が地域の住民として貢献できるよう生活環境を整備していくことや、外国人の権利等への配慮も必要である。

外国人との共生社会の実現には、地方公共団体を含め政府全体として総合的な施策の推進が必要であり、外国人の受入れによる問題の発生を受けて施策を講じるのではなく、そもそも外国人を受け入れる際に外国人と共生する施策を講じておくことが重要である。法務省としては、出入国管理行政と外国人との共生社会の実現に向けた施策を同時に進めていくよう、今後も積極的に共生社会の実現に向けた取組に参画していく。